

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年11月2日

大磯町下水道条例の一部を改正する条例について

資料

改正概要	1
改正内容	1
施行期日	1
参考 1 改正条文中に係る法律（抜粋）	2
2 下水道法の改正の状況	2

河川・下水道課

大磯町下水道条例の一部改正について

1 改正概要

大磯町下水道条例（平成3年大磯町条例第18号）で引用する、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

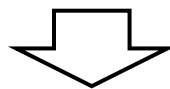
2 改正内容

下水道法第7条第2項の新設に伴い、大磯町下水道条例第2条第2項において規定している当該法律の引用条文に条ずれが生じたため、引用条項の規定を改正するものです。

○大磯町下水道条例【抜粋】

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）で定める基準のほか、次条から第2条の4までに定めるところによる。



『第7条第2項』を『第7条第3項』とします。

3 施行期日

下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）の施行日とします。

1 改正条文中に係る法律（抜粋）

○下水道法

（構造の基準）

第七条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止することができるものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮したものでなければならない。

2 公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必要とされる技術上の基準は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造の技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

附 則〔令和八年七月二三日法律第六五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中下水道法第十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第十六条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

2 下水道法の改正の状況

公布日：令和8年7月23日

新	旧
（構造の基準） 第七条 （一部改正）	（構造の基準） 第七条
第七条第二項	【新設】
<u>第七条第三項</u> （一部改正）	<u>第七条第二項</u>